

社会福祉法人広寿会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に定める委員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取り財産上の利益であつて費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（別に定める旅費規程に基づいた交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間10,000,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間1,000,000円以内とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

- (2) 費用弁償については、別表第2に定める額
- (3) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（非常勤役員等の費用弁償の算定方法）

第6条 非常勤役員等に対する費用弁償の額は、次の各号による費用弁償の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 費用弁償については、別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については当法人職員給与規程第8条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金当を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数に1日を足した日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第10条 第9条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数を切り捨てる

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 (平成29年3月27日)

- 1 この細則は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規則の施行に伴い社会福祉法人広寿会役員報酬規程(平成18年3月30日規程第1号)及び社会福祉法人広寿会役員、評議員の費用弁償に関する規程(平成7年3月21日規程第8号)は平成29年3月31日をもって廃止する。

附則 (令和5年6月23日)

この規程は令和5年6月23日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 680,000 円
理事	月額 500,000 円

別表 2 (非常勤役員等の費用弁償)

	費用弁償の額
評議員会への出席	日額 10,000 円
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
監事監査等への出席	日額 10,000 円
評議員選任・解任委員会への出席	日額 10,000 円